

反論書

令和 7 年 5 月 19 日

相模原市長 様

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

審査請求人

電話 080-1442-9144

令和 6 年 11 月 8 日付け相模原市指令(人参)第 14 号公文書公開（一部公開）決定処分に対する審査請求に係る弁明書（7 人参課第 96 号）について次のとおり反論する。

1. 責任者氏名について（条例第 7 条第 1 号関連）

処分庁によれば、責任者の氏名は、条例第 7 条第 1 号が例外的に公開を認める「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当しないという。一方で、処分庁が公開した文書では、横浜国際人権センターの代表者である杉藤旬亮氏の氏名は公開している。

条例第 7 条第 1 号の趣旨が仮に処分庁の説明通りであるとしても、特に事業者の代表については公開を認めるという趣旨の規定はない。補助金申請における実務担当責任者の氏名のみを非公開としたことは明らかに一貫性を欠く判断であり、恣意的である。

座間市は責任者氏名も公開しているが、不利益は確認されていない。相模原市だけが非公開とする合理的理由はなく、裁量判断は妥当性を欠く。

2. 法人の財務情報等について（条例第 7 条第 3 号ア関連）

処分庁は、法人の口座情報、収支予算書の内訳、補助金等概要調書の全体事業費、収支決算書の内訳および代表者印について、公開すると団体の運営や信用に重大な支障が生じると主張している。

しかし、実際に座間市は同一法人である横浜国際人権センターについてこれらの財務情報等を全面公開しており、それによって同センターに特段の不利益が生じたという事実はない。

横浜国際人権センターは任意団体ではあるが、座間市が公開した文書からは神奈川県下の自治体から多額の補助金を受けていることが明らかである。令和 5 年の収支決算書によれば 40%が補助金である。また、38%は同センター発行の機関誌の購読料であるが、団体の性質上購入者のほとんどは

公的機関と推定される。

つまり、同センターは、実質的に半分以上を公金に依存して運営されている団体であり、実質的に公益的活動を担う団体と言ってよい。そのような団体の財務情報等を公開することは、市民による公金の適正使用の監視を可能にし、行政の透明性向上と不正防止の観点からも極めて公益性が高い。

したがって、処分庁が主張するような非公開理由は具体的根拠を欠いており、妥当性がない。

3. 座間市による公開について

処分庁は座間市による情報公開事例が相模原市の条例運用とは無関係と主張するが、座間市情報公開条例と相模原市情報公開条例を比較しても、非公開情報の規定内容に実質的な差異はない。なおかつ、座間市は横浜国際人権センターに関する同趣旨の文書を全面的に公開している。このような事例がある以上、相模原市のみが非公開とすることには合理的な根拠が乏しく、情報公開条例が目指す公平性、透明性、一貫性を著しく損なっている。

なお、行政不服審査は、単に形式的な違法・適法のみを判断する手続ではなく、運用面を含めた政策的・相当性の観点から処分の妥当性を審査する制度である。したがって、隣接自治体における同種事案の取扱いは、審査庁が裁量基準の合理性を検証するうえで不可欠の判断材料といえる。

両市はともに神奈川県内の自治体として、同一法人・同一趣旨の補助金事業に関する情報公開の運用において整合性を図るべきである。そして、情報公開条例は情報を公開するための条例なのであるから、より行政を透明化し、市民の利益になる方に合わせるべきである。したがって、処分庁の弁明は相当でない。

以上